

## 登校の判断（国ガイドライン）

### （1）出席停止の取り扱いについて

以下の場合、学校保健安全法第19条に基づく出席停止の措置を取ることに

- ① 生徒の感染が判明した場合
- ② 生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合
- ③ 生徒に発熱等の風邪の症状がみられるとき
- ④ 健康に不安がある生徒や保護者から登校しない旨の申し出があった場合。  
（事情を聞いた上で柔軟に対応。）

※ ②の場合は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間の「出席停止」の措置をとる。

### （2）生徒を出席停止にした場合は、次の事項に留意する。

- ① 出席停止に伴う生徒の学習面への影響に十分配慮する。
- ② 生徒が外出をしないように保護者に周知する。
- ③ 保護者と連絡を密にとり、生徒の健康状態の把握に努める。

### （3）医療的ケアが日常的に必要な生徒について

- ① 医療的ケア児が在籍する学校においては、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医・医療的ケア指導医に相談の上、医療的ケア児の状態等に基づき個別に登校の判断をする。
- ② 基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い生徒についても、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医に相談の上、個別に登校の判断をする。
- ③ 登校すべきでないと判断した場合、出欠の扱いは「非常変災等児童・生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う。「欠席日数」とはせず、「出席停止」として記録を行う。

※ 医療的ケア児や基礎疾患児と接する機会がある教職員においては、当分の間、自身の発熱等の風邪症状の確認を徹底し、感染リスクの高い場所に行く機会を減らすなど、一層の感染対策を行うこと。また、校外活動等に際しては、医療的ケア児や基礎疾患児の感染リスクを下げるため、共有の物品がある場所や不特定多数の人がいる場所の利用を避けるなど、注意すること。

### （4）海外から帰国、他の都道府県や離島等からの転入・旅行した生徒への対応について

- ① 国や地域を問わず海外での留学等から帰国した生徒、他の都道府県、離島地域からの転入、あるいは旅行等から帰ってきた生徒については保護者との連絡を密にし、状況や必要に応じて自宅に滞在するよう要請する。なお留学先によっては、日本に帰国した後、検疫所長の指定する場所で数日間待機、公共交通機関の使用自粛要請等もあり得る。
- ② これらの場合の出欠の扱いは「学校保健安全法第19条による出席停止」又は「非常変災等児童・生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う。「欠席日数」とはせず、「出席停止」として記録を行う。

### （5）感染症の予防上、保護者が生徒を出席させなかった場合について

- ① 保護者から欠席させた事情をよく聴取し、学校で講じる感染症対策について十分説明するとともに、学校運営の方針について理解を得る。
- ② 予防上、保護者が生徒を出席させなかった場合の出欠の扱いについては、感染経路の分からない患者が急激に増えている地域であるなどにより、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合には、「出席停止」として記録し、欠席とはしない。